

職員の給与に関する勧告について

平成21年5月15日
栃木県人事委員会

【改定の内容】

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し、下記のとおり特例措置を実施

なお、今回の勧告による凍結分の取扱いについては、民間における特別給（ボーナス）の支給状況を調査し、別途、勧告する予定

職 員 (対象となる職員数は、約24,600人)	勧 告 前		勧 告 後				
	支 給 分		支 給 分		凍 結 分		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一 般 職 員	1.4月	0.75月	1.25月	0.7月	△0.20月	△0.15月	△0.05月
特定幹部職員(*1)	1.2月	0.95月	1.1月	0.85月	△0.20月	△0.10月	△0.10月
再任用職員(*2)	0.75月	0.35月	0.7月	0.3月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
特定幹部職員	0.65月	0.45月	0.6月	0.4月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
任期付研究員及び 特定任期付職員(*3)	1.6月	—	1.45月	—	△0.15月	△0.15月	—

備考

(*1)特定幹部職員とは、本庁課長職以上の職員をいう。

(*2)再任用職員とは、定年退職後、再度、職員として採用された職員をいう。なお、再任用職員のうち、特定幹部職員は、現在採用していない。

(*3)特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者を、一定の任期を定めて職員として採用したものをいう。なお、現在、特定任期付職員は1名である。また、現在、任期付研究員は採用していない。

【参考】

夏季ボーナスのモデル例

役職	年齢	家族構成	勤告前	勤告後	凍結による影響額
主事	25歳	独身	443,000円	402,000円	△41,000円
主任	35歳	配偶者、子1人	706,000円	640,000円	△66,000円
係長	45歳	配偶者、子2人	945,000円	857,000円	△88,000円
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	1,099,000円	996,000円	△103,000円
課長	55歳	配偶者	1,155,000円	1,048,000円	△107,000円
部長	58歳	配偶者	1,617,000円	1,467,000円	△150,000円
行政職平均（44.0歳）			906,410円	821,876円	△84,534円

備考 行政職平均の年齢及び夏季ボーナスの金額については、平成20年職員給与実態調査（平成20年4月1日現在）のデータを基に算出